

道の駅 南信州うるぎ
指定管理者募集要項

令和5年4月

長野県下伊那郡売木村

目 次

第 1	指定管理者募集の目的	
第 2	施設の概要	
	道の駅 南信州うるぎ	2
第 3	管理にあたっての条件	
1	施設の管理基準及び業務の範囲	2
2	管理に要する経費	3
3	指定期間	3
第 4	応募資格・条件	
1	応募資格	3
第 5	申請の手続き	
1	申請書の受付	4
2	提出書類	5
3	公募説明会の開催	5
4	質問事項の受付	5
5	申請の辞退	6
第 6	選定方法	
1	審査基準	6
2	選定手続き	7
3	選定スケジュール	8
第 7	協定の締結	
1	協定に盛り込む事項	8
2	協定の締結に際し必要な事項	8
3	協定が締結できない場合の措置等	9

(様式)

指定管理者申請書

第1 指定管理者募集の目的

売木村では、平成12年に地域農産物活用型総合交流促進施設（以下「うるぎふるさと館」という。）を設置し、「地域農産物を利用した加工販売や地域に伝わる生活様式の伝承を通じて、都市と農村との交流を図ることを目的とした施設」として、村民及び来村した観光客の利用に供してきたところです。このたび、当施設を中心とし駐車場等周辺を含めた施設一帯が平成30年11月1日に道の駅 南信州うるぎとして開駅しました。従来の目的に加え、さらに多くの地域資源を複合的に有効活用し「休憩機能」「情報発信機能」「地域連携機能」を併せ持つ道の駅の実現に向け、管理運営を効果的かつ効率的に行うため地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

第2 施設の概要

（1）施設の設置目的

道路の利用者に対し良好な休憩場所を提供し、地域情報の発信及び地元産品の販売や地域の食材をベースとした食の提供等を行い、当村の活性化を図ることを目的とする。

（2）施設等の概要

- ア 名称 道の駅 南信州うるぎ
- イ 所在地 長野県下伊那郡売木村 543 番地 1
- ウ 敷地面積 3,398 m²
- エ 建物構造 木造平屋地上 1 階

第3 管理運営にあたっての条件

1 施設の管理基準及び業務の範囲

施設の管理基準及び業務の範囲については、別に定める「道の駅南信州うるぎ指定管理運営業務仕様書」のとおりです。

2 管理に要する経費

（1）利用に係る料金

- ア 施設の管理については、公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受する「利用料金制」を採用します。
- イ 利用料金は、売木村長の承認を得て、指定管理者が定めることができます。利用料金の設定にあたっては、公営の施設として、村民及び売木村を訪れる観光客が利用しやすい料金設定を行ってください。
- ウ 村が支払う管理委託料のほか、利用者が支払う利用料金や指定管理者が自ら企画・実施する自主事業の収入を自らの収入とすることができます。

（2）施設使用に係る料金

指定管理者は、村と協議し年間施設使用料として24万円を、売木村長が指定する期限内に納入しなければなりません。指定管理期間内は、施設使用料の変更は行いません。
なお、やむを得ないと判断できるものに限り、村長の承認を得て、規則で定めるところにより使用料の減免措置を可能とします。
施設使用料のほか、光熱水費の実費分を負担していただきます。

(3) 管理に要する経費

村は指定管理者の管理運営業務を実施するために必要な経費として、指定管理に係る委託料を年度ごとに支払います。申請にあたっては、下記上限額の範囲内で、年度ごとに管理委託料を提案してください。

令和6年度～令和10年度		(単位：千円)
	年額	合計
管理委託料上限額	2,160	10,800

委託料の支払時期、支払い方法等については、村と指定管理者で締結する協定書で定めま
す。なお、委託料については、次の事項に留意してください。

ア 道の駅の管理業務のうち公益施設（観光案内所、公衆便所、うるぎふるさと資料館、
その他地域振興施設等の管理運営）の管理運営に必要な経費を委託料の積算に考慮しま
す。

イ 年度ごとの委託料は、消費税及び地方消費税を含んだ額となります。

ウ 委託料の精算は行いません。経費に不足が生じた場合、指定管理者の負担とします。

エ 委託料の増額は、災害や物価・人件費単価の変動等の特別な場合を除き、原則行いま
せん。

オ 指定期間中に消費税及び地方消費税の税率が変更された場合は、指定管理用の上限額
及び年度協定で定める額について、村と指定管理者の協議のうえ、所要の変更を行う
こととします。

(4) 管理口座・区分経費

指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、団体自体の口座と別の口座で管理してくだ
さい。また、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理し
てください。

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

なお、令和11年度以降については、改めて指定管理者の指定手続きを行います。

第4 応募資格

1 応募資格

(1) 売木村内に本店及び支店、営業所などを置く法人、その他団体（以下「法人等」という）
又は複数の法人によるグループであること。（個人での応募はできません）

なお、現に村内に事業所等を有していない場合には、指定期間の開始日までに村内に事
業所等を設置すること。

- (2) 法人等又はその役員が次の各号に該当しないこと。
- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む）の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている者
 - イ 地方自治法第 244 条の 2 第 1 1 項の規定により指定の取消を受けたことがある者
 - ウ 地方自治法 92 条の 2、同法 142 条（同条を準用する場合を含む）または第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者
 - エ 国税及び地方税、公共料金等を滞納している者
 - オ 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っている者
 - カ 会社更生法、民事再生法に基づき更正又は更正手続きをしている法人
 - キ 長野県又は売木村から入札参加資格の停止を受けている法人
- (3) 複数の法人によるグループで申請する場合
- ア 複数の法人によるグループで応募する場合は、代表となる法人を定めること。（他の団体は構成団体として取り扱います）
 - イ 単独で応募した法人等は、グループ申請の構成員になることはできない。
 - ウ 同時に複数のグループの構成員になることはできない。
- (4) 施設の管理運営業務に必要な免許を有すること。
- (5) 施設の管理運営業務を実施するにあたり、現従業員の継続雇用・地域住民の雇用に最大限努めること。

第 5 申請の手続き

1 申請書の受付

- (1) 受付期間 令和 5 年 4 月 3 日（月）から令和 5 年 9 月 29 日（金）まで
※土曜日、日曜日、祝祭日を除きます。
- (2) 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- (3) 提出方法
持参又は郵送により提出してください。（令和 5 年 9 月 29 日（金）午後 5 時必着）
電子メールや FAX での提出は受け付けません。
郵送の場合は、簡易書留や特定記録郵便等、配送の記録が残る方法で郵送してください。
- (4) 受付場所
〒399-1601
長野県下伊那郡売木村 9 6 8 番地 1 売木村役場 総務課
- (5) 申請書類の提出部数 正本 1 部 副本 1 部

(6) 留意事項

ア 提出書類の補正

提出書類は、受付期間内に限り補正することができます。

イ 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、村は、指定管理者の選定事務に関して必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

なお、提出書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

ウ 申請費用

申請にあたっての費用は、申請者の負担とします。

エ 情報公開

提出書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

オ 虚偽の記載をした場合

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

2 提出書類

申請にあたっては、次の書類を提出してください。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 法人等の定款若しくは寄附行為又はこれらに準じる書類
- (3) 法人の登記事項証明書（任意団体の場合は設立からの経緯書）
- (4) 法人等の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他法人等の事業及び経営の状況を明らかにする書類等（過去3年分）
- (5) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（法人等の諸規定類を含む）
- (6) 指定期間内の事業計画書及び収支予算書
- (7) 指定の申請に関する法人等の意思の決定を証する書類
- (8) 税金に滞納がないことが確認できる納税証明書等（3か月以内に発行したものに限り）
- (9) 類似・関連施設の事業を行っている場合は、その運営実績を記載した書類
- (10) グループ応募の場合は、構成団体を記載した書類

※添付書類は、日本工業規格A4版とします。ただし、官公署の発行する証明等やむをえないものについては、この限りではありません。

3 公募説明会の開催

公募に関する説明会を次のとおり開催します。

- | | |
|----------|------------------------------------|
| (1) 開催日時 | <u>令和5年4月19日（水）</u> 午後3時より |
| (2) 開催場所 | 売木村役場 1階会議室 |
| (3) 参加人数 | 一団体あたり2名以内 |
| (4) 申込方法 | 令和5年4月14日（金）までに売木村役場 総務課へ連絡してください。 |

4 質問事項の受付

募集要項に関する質問がある場合には、質問書に記入し、FAX又は電子メールで令和5年8月31日（木）までに送付してください。

回答は、FAX又は電子メールにより行います。

FAX番号 0260-28-2135 E-mail somu2@urugi.jp

5 申請の辞退

申請後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

第6 選定方法

候補者の選定は、申請者から提出された申請書類の審査、公募者のプレゼンテーション及び外部の有識者により構成される売木村の公の施設指定管理者選定審議会（以下「指定管理者選定審議会」という。）において候補者を選定し、村議会の議決を経て売木村が指定管理者を指定します。

1 審査基準

審査基準は、次のとおりです。総合的な判断に基づいて決定します。

審査基準	審査書類	内容
1. 応募資格・要件	・定款、寄附行為等 ・登記事項証明書 ・事業報告書、 財産目録、貸借対照 表、収支計算書等	a 必要な資格要件を満たしているか。 b 財務状況は健全か。
2. 住民の平等利用の 確保 (売木村公の施設の指 定管理者の指定の手続 等に関する条例第4条 第1号)	事業計画書	住民の平等な利用が確保される内容になっているか。
3. 公の施設の最大限 の発揮 (売木村公の施設の指 定管理者の指定の手続 等に関する条例第4条 第2号)	事業計画書	【施設設置目的の達成】 a 施設の設置目的を認識し、運営の方針が明確に示さ れているか。 b 事業計画が施設の保守点検等の維持管理業務及び安 全管理は適切な内容となっているか。
	事業計画書	【サービスの向上】 利用者のニーズを把握し、質の高いサービスを提供で きる内容となっているか。
	事業計画書	【利用者の増加】 a 利用促進・拡大の的確な手法が提案されているか。 b 地域や関係機関等との連携が図られているか。
	事業計画書	【地域活性化の取り組み】 a 村内の雇用や村内事業者の活用を図る提案がされて いるか。 b 地域資源を活用する提案がされているか。

<p>4. 管理運営経費の縮減 (売木村公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第2号)</p>	<p>・事業計画書 ・収支予算書</p>	<p>【管理運営に係る収支の内容と的確性】 a 施設の管理運営に係る経費が適正に見込まれているか。 b 経費の節減のための工夫は具体的に示されているか。 c 管理経費の積算基準が明確な積算根拠を基に示されているか。</p>
<p>5. 公の施設の管理を安定して行うための物的能力及び人的能力 (売木村公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第3号)</p>	<p>事業計画書</p>	<p>【安定した人的管理能力】 a 管理を行うための人員配置及び勤務体制、責任体制は適切か。 b 職員の指導育成及び研修体制は整備されているか。 c 労働環境が適切に整備されているか。</p>
	<p>事業計画書</p>	<p>【適切な管理体制】 a 緊急時、災害時等の危機管理体制は適切か。 b 個人情報の保護について、その重要性を認識し、対策を講じているか。</p>

※配点の合計点は100点とし、各項目の配点は施設ごとに適宜設定します。

2 選定手續

(1) 資格審査

応募資格について審査します。

(2) 書類審査

提出された申請書及び添付書類について審査します。

(3) プレゼンテーション

①開催日時 令和5年10月予定

②開催場所 売木村役場 長野県下伊那郡売木村968番地1

③参加人数 一団体あたり3名以内とします。

法人等の組織、活動内容、実績、計画書及び提案書の内容について説明していただきます。応募者が1団体のみの場合もプレゼンテーションを実施します。

(4) 指定管理者選定審議会

プレゼンテーションを経た上で、候補者を選定します。

(5) 選定結果の通知、公表

選定結果については、令和5年11月末までに、申請者全員に郵送で通知します。

(6) 議会の承認

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項に基づき、指定管理者及び指定

期間は村議会の承認が必要となります。村議会で可決されるまでの間は、指定管理候補者となります。

3 選定スケジュール

令和5年	4月 3日	申請書受付開始
	4月19日	公募説明会実施
	9月29日	申請書締め切り
	10月予定	プレゼンテーション・指定管理者候補者の決定
	12月予定	村議会での議決・指定管理者の決定
令和6年	3月	協定の締結
	4月	施設管理業務の開始

第7 協定の締結

指定管理者の指定の後に、指定管理者業務の実施に関し、包括的な事項を定めた協定を締結することとします。

1 協定に盛り込む事項

- (1) 指定管理者の責務に関する事項
- (2) 指定期間に関する事項
- (3) 管理物件に関する事項
- (4) 管理業務の範囲に関する事項
- (5) 施設使用料・施設管理委託料に関する事項
- (6) 施設等の現状変更・維持修繕に関する事項
- (7) 備品管理に関する事項
- (8) 事業報告に関する事項
- (9) 緊急事態等の対応に関する事項
- (10) 管理運営業務の継続が困難となった場合の措置等に関する事項
- (11) 指定の取り消しに関する事項
- (12) 原状回復及び損害賠償に関する事項
- (13) 委託の禁止に関する事項
- (14) 個人情報等の保護に関する事項
- (15) 関係機関等との連携等に関する事項
- (16) 業務の引き継ぎ等に関する事項
- (15) その他村長が必要と認める事項

2 協定の締結に際し必要な事項

協定の締結に際し必要な事項については、指定管理者と売木村が協議の上、定めることとします。

3 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が協定の締結までの間において、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を

取り消すことがあります。

- (1) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- (2) 財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう等、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

問い合わせ先 〒399-1601

長野県下伊那郡売木村968番地1

売木村役場 総務課

電話 0260-28-2311

FAX 0260-28-2135

E-mail somu2@urugi.jp